

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四
- 道路の区域を変更する件二件 五
- 道路の供用を開始する件二件 五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件二件 六
- 都市計画を変更する件 六

告 示

福島県告示第一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年一月十日から令和七年五月十日まで福島県商工労働部産業

振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年一月十日
福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
知遊堂郡山店 福島県郡山市横塚二丁目二百八十六番二ほか十五筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 合同会社中越クルツール
代表者の氏名 代表社員 朴 泰鉉
住所 東京都千代田区一番町二十二番地二
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 合同会社中越クルツール
代表者の氏名 代表社員 朴 泰鉉
住所 東京都千代田区一番町二十二番地二
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年八月十四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百七十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 七十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 二十四平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 九立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午後十時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 十箇所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午前七時三十分まで
届出年月日
令和六年十二月十三日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第二号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月十日から令和七年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年一月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数および位置
(変更前) (一)数 三箇所
(二)位置 別紙図面のとおり
(変更後) (一)数 二箇所
(二)位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
令和七年一月六日
- 四 届出年月日
令和六年十二月二十四日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和七年一月十日
福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白河那須総合クリニック	白河市高山一番地三	令和六年一月一日
アイランド薬局 会津坂下店	河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田九八二	同年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
令和七年一月十日
福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
仙波耳鼻咽喉科医院	会津若松市門田町大字日吉字丑淵一―四二―一	会津若松市飯寺南一丁目二番一〇号
おのぎレディースクリニック	会津若松市門田町大字飯寺字村東八六三―一六	会津若松市飯寺南一丁目一四番三〇号
会津こころと脳のクリニック	会津若松市門田町大字飯寺字村東三二七番一三	会津若松市飯寺南二丁目五番一号
あいあい薬局門田日吉店	会津若松市門田町大字日吉字丑淵一―一四四	会津若松市飯寺南一丁目二番七号

かぼちや薬局飯寺店	会津若松市門田町大字飯寺字村東六一六一二五	会津若松市飯寺南一丁目一四番一八号
-----------	-----------------------	-------------------

(社会福祉課)

福島県告示第五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和七年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
清田内科循環器クリニック	会津若松市白虎二丁目四番地の四	令和六年九月三〇日
みどり薬局	相馬市中村字曲田一一四	同日
しかの眼科	二本松市油井字福岡一五八番地二	同日
君島内科消化器科クリニック	喜多方市字一丁目四五六九	同年一月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 令和七年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
-----	-------	-----------

医療法人富岡中央医院	双葉郡富岡町中央二丁目二一〇	令和六年九月二七日
------------	----------------	-----------

(社会福祉課)

福島県告示第七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
 令和七年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
芳賀医院歯科室	西白河郡西郷村大字小田倉字上野原四五一	令和六年二月二九日

(社会福祉課)

福島県告示第八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 令和七年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
デイサービス 温っ家	会津若松市門田町大字飯寺字村東五七七番地七三	会津若松市飯寺南一丁目一番四〇号	合同会社 フューチャー	会津若松市門田町大字日吉字丑 淵一五二一七

訪問介護事業所 温もり	会津若松市門田 町大字飯寺字村 東五七七番地七 三	会津若松市飯寺 南一丁目一 番 四〇号	合同会社 フュー チャー	会津若松市門田 町大字日吉字丑 淵一五二一七
温つ家ケアマネ 事業所	会津若松市門田 町大字飯寺字村 東五七七番地七 三	会津若松市飯寺 南一丁目一 番 四〇号	合同会社 フュー チャー	会津若松市門田 町大字日吉字丑 淵一五二一七
すまいるサポー トたいよう	会津若松市城東 町一四一三六一 一三三	会津若松市七日 町一三一二九	合同会社 たいよう	会津若松市七日 町一三一二九

(社会福祉課)

福島県告示第九号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、
 相馬加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄
 (水産課)

福島県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
 水産大臣から通知があった。
 令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市月館町布川字出釜釜山一の一
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市月館町布川字古屋山二の一、二の八
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市月館町布川字狐石山一の一五から一の一九まで、字鷹ノ巣山五二
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市月館町布川字道平山一一二
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市月館町下手渡字高山一三の一、一四の一、一五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市月館町月館字鎌ヶ入山一の八

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------------	-----------------	---------------

県道三株 下市萱小 川線	いわき市小川町高萩字 下代一〇番三地先から 同 市小川町高萩字 下代二三番四地先まで	変更前 六・六〇 二八・七	変更後 六・六〇 二八・七	一〇七・四
--------------------	---	---------------------	---------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小川 赤井平線	いわき市小川町高萩字 下代二三番五地先から 同 市小川町高萩字 上代八六番一地先まで	変更前 一一・七〇 二八・七	変更後 一一・七〇 二八・七	一〇五・四

(道路計画課)

福島県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道三株下市萱小川 線	いわき市小川町高萩字下代一〇番 三地先から 同 市小川町高萩字下代二三番	令和七年一月一日

四地先まで

(道路計画課)

福島県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小川赤井平線	いわき市小川町高萩字下代二三番 五地先から 同 市小川町高萩字上代八六番 一地先まで	令和七年一月一〇日

(道路計画課)

公 告

公告第一号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住 所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
846	混合 有機 質肥 料	混合 有機 質肥 料7	7.0	2.0	1.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及	片倉コー プアグ ラ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目8番10	令和13 年1月 5日

21号

その他の制限事項は、公定規格のとおり。

(農業総合センター)

公告第二号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)		その他の 規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有 効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
847	混合有 機質肥 料	K C 9 4 0	9.0	4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プアグ ラ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目8番10 号	令和13年 1月11日

(農業総合センター)

公告第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、相馬地方都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
南相馬市原町区のうち、長野字広畑、北長野字南原田、字塚腰、字沢目、字山居前、北新田字本町、字前沢目、字西内、字五反田、上北高平字貝餅、字太鼓田、字天神谷地、字西谷地、上高平字中里、字柳町、下高平字谷中、字雁明、字西沢目の各一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域
南相馬市原町区のうち、長野字広畑、北長野字南原田、字沢目、字塚腰、北新田字本町、字前沢目、字西内、字五反田、上高平字中里、字柳町、下高平字雁明及び字西沢目の各一部の区域
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所事業部道路課、相馬市都市整備課、南相馬市都市計画課、新地町都市計画課
- 四 縦覧期間
令和七年一月十日から同月二十四日まで
- 五 意見書の提出
相馬地方都市計画道路を変更する案について、相馬市、南相馬市又は新地町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所事業部道路課、相馬市都市整備課、南相馬市都市計画課又は新地町都市計画課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)